

令和2年度用（令和2年4月～令和3年3月利用分）

# 墨田区

## 幼児教育・保育の無償化

### のご案内

第1版

本書は、主に私立幼稚園（私学助成）幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化（以下、「無償化」）の対象となるために必要な手続きのご案内です。

認可保育施設、私立幼稚園（新制度）、区立幼稚園、認定こども園（教育部分）に在園中の方は、改めて行っていただく無償化の手続きは、ありません。（ただし、幼稚園等の預かり保育の無償化の対象となるためには手続きが必要です。）

新たに認可保育施設、私立幼稚園（新制度）、区立幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望される方は、別途、各申込案内をご確認ください。

企業主導型保育事業の無償化の手続き等については、ご利用の園にご確認ください。

国の運用指針等の変更により、本書の内容については変更される場合があります。予めご了承ください。

墨田区 子ども施設課 保育係

〒130-8640

墨田区吾妻橋1-23-20（区役所4階）

TEL：03-5608-1253 FAX：03-5608-6404

平日午前8時30分から午後5時00分まで



つながる  
墨田区

# 目次



1 . 無償化の対象者 .....	1
2 . 無償化の対象となる施設・サービス、内容等 .....	1
3 . 認定について .....	2
( 1 ) 施設等利用給付認定 .....	2
( 2 ) 保育が必要な事由 .....	2
( 3 ) 認定の期間について .....	3
( 4 ) 必要な認定手続について .....	4
4 . 施設等利用給付認定に必要な書類 .....	5
5 . マイナンバー（個人番号）の提供について .....	6
6 . 施設等利用給付認定の申請締切日 .....	6
7 . 提出先 .....	6
8 . 認定の申請後変更があった場合 .....	6
9 . 認定の継続について .....	6
1 0 . 幼稚園等（預かり保育含む。）の無償化について .....	7
( 1 ) 対象者 .....	7
( 2 ) 認定について .....	7
( 3 ) 補助の内容 .....	7
( 4 ) 副食費について .....	7
( 5 ) 補助金申請について .....	7
( 6 ) 問い合わせ先 .....	7
1 1 . 認可外保育施設等の無償化に係る手続きについて .....	8
( 1 ) 対象者 .....	8
( 2 ) 認定について .....	8
( 3 ) 補助の内容 .....	8
( 4 ) 補助金申請について .....	8
( 5 ) 問い合わせ先 .....	8
1 2 . 無償化の対象施設・サービスについて .....	9
1 3 . よくあるご質問 .....	10

# 1. 無償化の対象者

- ・ 3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの子ども
- ・ 住民税非課税世帯の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの子ども  
 墨田区内在住であれば、墨田区外の対象施設・サービスをご利用の場合も対象になります。  
 幼稚園・認定こども園(教育部分)の場合、園則に定員等の定めがあれば、満 3 歳児から対象になります。

## 【令和 2 年度の年齢別クラス】

クラス年齢	生 年 月 日
0 歳	平成 31 年(2019 年) 4 月 2 日以降
1 歳	平成 30 年(2018 年) 4 月 2 日～平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日
2 歳	平成 29 年(2017 年) 4 月 2 日～平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日
3 歳	平成 28 年(2016 年) 4 月 2 日～平成 29 年(2017 年) 4 月 1 日
4 歳	平成 27 年(2015 年) 4 月 2 日～平成 28 年(2016 年) 4 月 1 日
5 歳	平成 26 年(2014 年) 4 月 2 日～平成 27 年(2015 年) 4 月 1 日

# 2. 無償化の対象となる施設・サービス、内容等

対象となる施設・サービス	住民税非課税世帯の 0 歳児クラス～2 歳児クラス		3 歳児クラス～5 歳児クラス	
	保育の必要性	無償化の内容	保育の必要性	無償化の内容
認可保育施設 (認可保育園、認定こども園(保育部分)、小規模保育所、家庭的保育者等)	必要	利用料無償	必要	利用料無償
企業主導型保育事業	必要	標準的利用料無償	必要	標準的利用料無償
私立幼稚園(新制度) 区立幼稚園 認定こども園(教育部分)	-	-	不要	利用料無償
私立幼稚園(私学助成)	-	-	不要	月額 25,700 円を上限に利用料補助(別途、上乘せあり)
国立大学附属幼稚園	-	-		月額 8,700 円を上限に利用料補助
国立特別支援学校幼稚部	-	-		月額 400 円を上限に利用料補助
私立幼稚園、認定こども園(教育部分)、国立特別支援学校幼稚部の預かり保育	必要	【満 3 歳児クラス】 または に加え、 月額 16,300 円を上限に利用料補助	必要	または に加え、 月額 11,300 円を上限に利用料補助
認可外保育施設等 (認可以外の保育施設(認証保育所、ベビーホテル、ベビーシッター等)、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター)	必要	月額 42,000 円を上限に利用料補助(左記施設・サービスを複数利用可能)	必要	月額 37,000 円を上限に利用料補助(左記施設・サービスを複数利用可能)

- 1 を利用する場合は、～ の無償化の対象にはなりません。  
 または を利用する場合は、 を併用できます。また、在籍する幼稚園等が預かり保育を実施していない場合等の条件下では、月額 11,300 円(満 3 歳児は月額上限 16,300 円)を上限として を併用できます。
- 2 及び は満 3 歳児クラス(園則に定員等の定めがある場合)から対象になりますが、満 3 歳児の預かり保育は「保育の必要性のある非課税世帯のみ」対象です。
- 3 就学前の障害のある児童の発達支援は、利用料無償(上記と併用する場合にそれぞれ無償化の対象)となります。

### 3. 認定について

無償化の対象となるためには、保護者の方に「認定」を受けていただく必要があります。「認定」は施設等利用給付認定と教育・保育給付認定の2種類あります。このご案内は、主に施設等利用給付認定の申請方法を記載しています。教育・保育給付認定につきましては、「保育施設利用申込みのご案内」をご覧ください。

#### (1) 施設等利用給付認定

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	教育・保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合 (保育が必要な事由は不要)	私立幼稚園(私学助成) 国立大学附属幼稚園 国立特別支援学校幼稚部
2号認定	3歳児 クラス以上	保育が必要な事由に該当する場合	幼稚園等の預かり保育 認可外保育施設等
3号認定	非課税世帯の 0~2歳児 クラス		

【参考】教育・保育給付認定(令和元年9月30日までの名称は、支給認定)

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	教育・保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合 (保育が必要な事由は不要)	区立幼稚園 私立幼稚園(新制度) 認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に該当する場合	認可保育園 認定こども園(保育部分) 企業主導型保育事業(地域枠)等
3号認定	満3歳未満		認可保育園 小規模保育所 家庭的保育者 認定こども園(保育部分) 企業主導型保育事業(地域枠)等

#### (2) 保育が必要な事由

2号認定、3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、下記のいずれかに該当する必要があります。

就労(月48時間以上の就労)      就学・職業訓練      妊娠、出産      疾病、負傷又は障害  
同居又は長期入院等している親族の介護、看護      求職活動      災害復旧  
児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である  
育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要  
その他、上記に類する状態として区長が認める場合

### (3) 認定の期間について

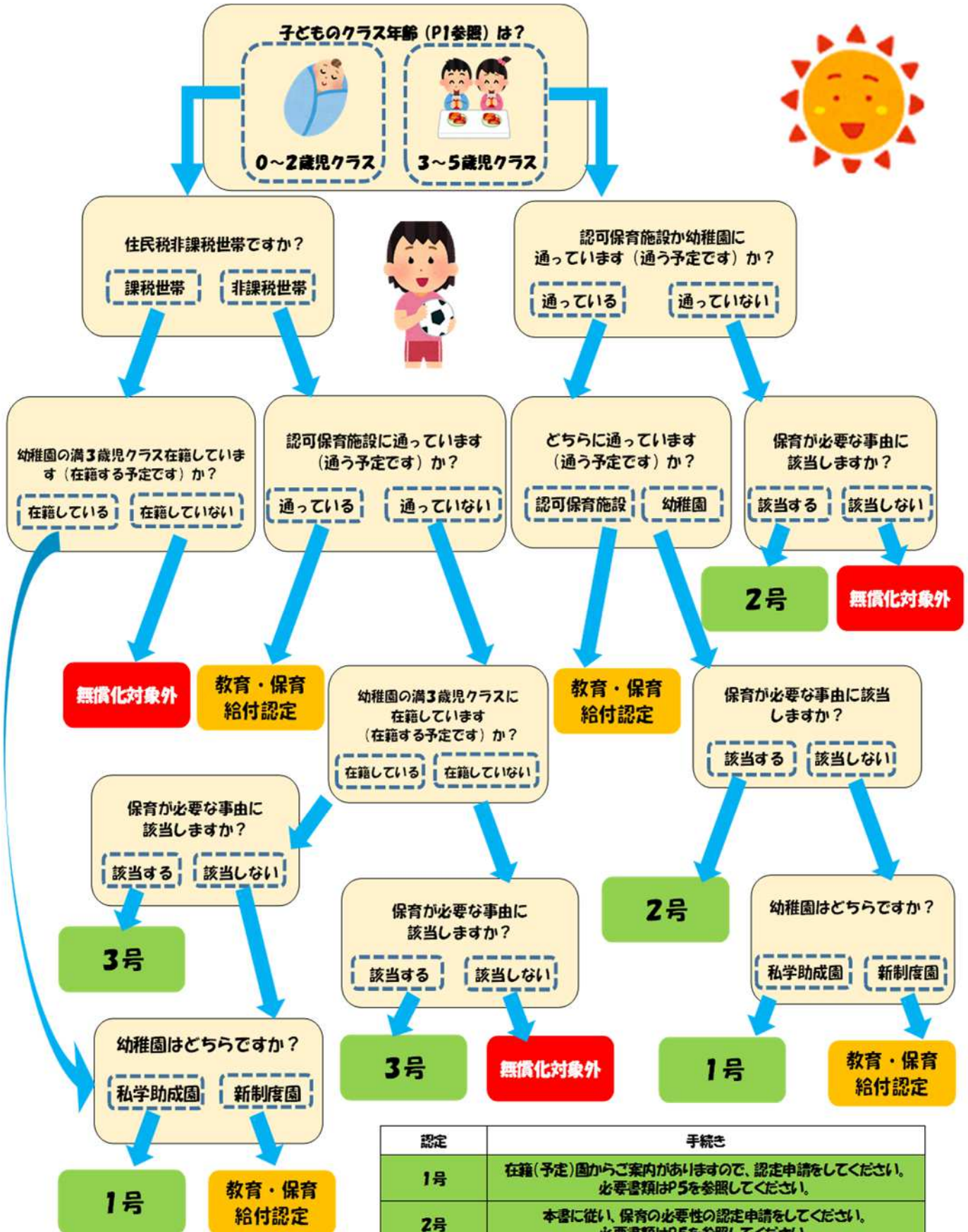
認定事由	認定期間
就労 (出産休暇中・育児休業中を含む)	効力発生日から就労している期間 復職が前提となります。
就学・職業訓練	効力発生日から、在学している期間
妊娠・出産	出産予定月の2か月後までの期間
疾病・負傷、障害	効力発生日から療養に要する期間
介護・看護	効力発生日から介護・看護に要する期間
求職活動	効力発生日から3か月間 認定期間内に就労し、就労要件の必要書類を提出してください。
災害復旧	効力発生日から災害復旧に要する期間
虐待・DV	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、事由が解消されるまでの期間

認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降の利用分は無償化の対象ではなくなります。引き続き無償化の対象となるためには、改めて認定事由の変更等の申請が必要となります。





## (4) 必要な認定手続きについて



認定	手続き
1号	在籍(予定)園からご案内がありますので、認定申請をしてください。必要書類はP5を参照してください。
2号	本書に従い、保育の必要性の認定申請をしてください。必要書類はP5を参照してください。
3号	本書に従い、保育の必要性の認定申請をしてください。必要書類はP5を参照してください。
教育・保育給付認定	本書の手続きは不要です。
無償化対象外	無償化の対象外となります。



## 4. 施設等利用給付認定に必要な書類

- ・ 1号認定を申請する場合 下記
- ・ 2号認定を申請する場合 下記、
- ・ 3号認定を申請する場合 下記 ~ ( の住民税課税(非課税)証明書は、平成31年及び令和2年の1月1日現在、墨田区に居住し、申告している方は不要です。)

施設等利用給付認定に必要な書類		
施設等利用給付認定申請書		
マイナンバー(個人番号)提供に係る確認書類(P6参照)		
保育の必要性が確認できる書類 父母ともに証明書類が必要です。		
	保護者の状況	必要書類
就労	外勤 出産休暇中・育児休業中を含む	就労証明書 [ ] (雇用主または事業主が記入)
	自営・内職 本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は会社の規模に関わらず自営として扱います。	就労証明書 [ ] + 「自営」「内職」を確認できる書類 (例) 開業届、営業許可書、事務所等の賃貸借契約書、仕入れ伝票、パンフレットやホームページ 等
	就学・職業訓練	在学証明書 [ ]
	妊娠・出産	親子健康手帳(母子健康手帳)のコピー(「表紙」と「出産予定日が分かる部分」)
	疾病・負傷	病状内容確認書 [ ] (医師が記載した診断書の原本(「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの)でも可)
	障害	障害者手帳等のコピー(等級が分かる部分)
	介護・看護	介護・看護状況申告書 [ ] + 介護・看護を受ける方の状況確認書類 (例) 要介護認定証、障害者手帳のコピー、診断書 等
	求職活動(内定ありの場合)	就労証明書 [ ] (雇用主または事業主が記入)
不存在	離婚、未婚、死亡、拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書 等
	別居中かつ離婚調停中等	調定期日通知書または弁護士の証明書 [ ]
	災害復旧	事由に該当することを証明する書類
	虐待・DV	(公的機関から発行された書類)
0歳~2歳児クラスまでの住民税非課税世帯が状況に応じて必要な書類		
認定開始	状況	必要書類
令和2年8月	平成31年1月1日現在、日本国外に居住していた場合	平成30年分収入申告書 [ ] 会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類を添付平成30年の平均レートで日本円に換算して記入
	平成31年1月1日現在、墨田区外に居住していた場合	平成31年度「住民税課税(非課税)証明書」原本 平成31年1月1日現在住民登録があった区市町村で発行できます。未申告の場合は、税申告後に発行可となります。
令和2年9月	令和2年1月1日現在、日本国外に居住していた場合	平成31年分収入申告書 [ ] 会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類を添付平成31年の平均レートで日本円に換算して記入
	令和2年1月1日現在、墨田区外に居住していた場合	令和2年度「住民税課税(非課税)証明書」原本 令和2年1月1日現在住民登録があった区市町村で発行できます。未申告の場合は、税申告後に発行可となります。

[ ]の様式は、墨田区のホームページからダウンロードできます。

の書類の提出がない場合は、求職中と同等の扱いとなり、認定期間が3か月となります。

「別居中かつ離婚調停中等」は、離婚を前提とした別居中で離婚調停中または離婚調停はしていないが弁護士を介した離婚協議中の場合に適用されます。

証明書類は申請日から3か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。

必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。

一度提出された書類は、原則としてお返しできません。

## 5. マイナンバー（個人番号）の提供について

施設等利用給付認定 3 号認定を申請される際は、保護者（父母）及び申込みに係るお子様の個人番号を提供していただく必要があります。

また、提供の際には個人番号をお知らせいただくだけでなく、個人番号確認及び本人確認が必要となります。申込書類と一緒に、次の書類の現物をご用意ください。申込み受付時に内容を確認させていただき、その場で返却いたします。郵送での申込みの場合は、コピーを添付してください。代理人（同一世帯以外の配偶者含む）による申込みの場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。お子様がお生まれになったばかりで、そのお子様の個人番号が取得できない場合は、申込時点での個人番号の記載は不要です。

確認書類種別	提供必要者	確認書類	
「個人番号確認書類」	保護者(父母) 及び申込児童	個人番号記載の公的書類(以下から 1 つ) ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 等	
「本人確認書類」  「個人番号カード」 を持参（提示）された 場合、本人確認書類は 不要です。	申込みに来る人 (代理人含む)	写真付身分証明書 の場合は右記から 1 つ	・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・官公署発行の写真付身分証明書 等
		写真無身分証明書 の場合は右記から 2 つ	健康保険被保険者証、年金手帳、 児童扶養手当証、特別児童扶養 手当証 国税、地方税、社会保険料又は 公共料金の領収書、納税証明書 印鑑登録証明書、戸籍の附票の 写し（謄本若しくは抄本も可）、 住民票の写し、住民票記載事項 証明書、母子健康手帳 源泉徴収票

## 6. 施設等利用給付認定の申請締切日

認定開始希望日より前に申請していただく必要がありますので、お早めにご準備ください。

なお、施設等利用給付認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

## 7. 提出先

墨田区子ども施設課保育係（区役所 4 階） 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1 丁目 23 番 20 号

郵送の場合は特定記録郵便または簡易書留で送付してください。

持参の場合は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

施設・サービスにおいて取りまとめる場合があります。

## 8. 認定の申請後変更があった場合

ご家庭の状況や就労状況、居住地等に変更がある場合は、「施設等利用給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」を墨田区子ども施設課保育係に提出してください。

なお、区外に転出する場合は、転出先の区市町村で改めて施設等利用給付認定申請を行う必要があります。

## 9. 認定の継続について

無償化の対象となる方は、毎年保育を必要とする事由の確認のため、「現況届出書」と保育が必要な事由が確認できる書類の提出が必要になります（教育・保育給付認定 1 号及び施設等利用給付認定 1 号を除く。）。「現況届出書」の提出がない場合や保育が必要な事由を確認できない場合、無償化に係る補助を受けられなくなります。別途、墨田区からご案内しますので、必ずご提出ください。



## 10. 幼稚園等（預かり保育含む。）の無償化について

[新]：新制度対象の私立幼稚園、区立幼稚園、認定こども園（教育部分）

[私]：私学助成の私立幼稚園

国立大学附属幼稚園、国立特別支援学校幼稚部については、子ども施設課保育係までお問合せください。

### （1）対象者

#### ア 幼稚園等

【施設等利用給付認定1号または教育・保育給付認定1号】

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの子ども
- ・満3歳児クラスの子ども（園則に定員の定めのある園のみ。誕生月から対象）

#### イ 幼稚園等の預かり保育

【施設等利用給付認定2号】3歳児クラスから5歳児クラスで、保育が必要な事由に該当する子ども

【施設等利用給付認定3号】満3歳児クラスの非課税世帯で、保育が必要な事由に該当する子ども

### （2）認定について

在籍（予定）園を通じて配布される「施設等利用給付認定申請書」等の必要書類をご提出ください。

[新] 保育料補助及び副食費免除に係る認定は不要ですが、預かり保育料金補助を希望する場合は、「施設等利用給付認定2号または3号」を受ける必要があります（P4参照）。

[私] 「施設等利用給付認定1～3号」のいずれかを受ける必要があります（P4参照）

### （3）補助の内容

#### ア 保育料

[新] 教育標準時間部分の保育料は無償

[私] 月額27,500円が園の保育料から差し引かれます（別途、上乘せがある方もいます。）

保育料以外に、園が定めているもの（制服代、バス代等）は、別途、費用を要します。

#### イ 幼稚園等の預かり保育料金

月額上限4,500円×利用日数分を補助します。

【施設等利用給付認定2号】月額11,300円まで補助

【施設等利用給付認定3号】月額16,300円まで補助

在籍園の預かり保育が「平日8時間（教育標準時間含む）未満」または「年間200日未満」の場合、月額上限の範囲内で認可外保育施設等（P1参照）との併用が可能です。

### （4）副食費について

給食費は実費徴収（保護者が園に支払う）となりますが、「年収約360万円未満の世帯」または「小学校3年生までの兄弟から数えて第3子以降」については、副食費相当分を補助もしくは免除（月額上限4,500円。給食実施日数等による。）となります。

### （5）補助金申請について

#### ア 保育料及び副食費

[新] 幼稚園保育料補助及び副食費免除については手続き不要です。

[私] 園を通じて、別途お知らせします。

#### イ 幼稚園等の預かり保育料金

墨田区のホームページから請求書をダウンロードし、ご記入の上、必要書類（領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書等）とともに、子ども施設課保育係にご提出いただく必要があります。詳しくは、墨田区のホームページをご覧ください。

### （6）問い合わせ先

【区立幼稚園】 学務課事務担当 TEL03-5608-6303（直通）

【それ以外の園】 子ども施設課保育係 TEL03-5608-1253（直通）

本紙には概要のみを掲載しているため、各項目の詳細はお問合せください。

## 1.1. 認可外保育施設等の無償化に係る手続きについて

### (1) 対象者

【施設等利用給付認定2号】3歳児クラスから5歳児クラスで、保育が必要な事由に該当する子ども

【施設等利用給付認定3号】0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保育が必要な事由に該当する子ども

### (2) 認定について

このご案内に従って、「施設等利用給付認定申請書」等の必要書類をご提出ください。「施設等利用給付認定2号または3号」を受ける必要があります（P4参照）。

なお、施設等利用給付認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

### (3) 補助の内容

【施設等利用給付認定2号】月額 37,000 円まで補助

【施設等利用給付認定3号】月額 42,000 円まで補助

認可外保育施設、一時預かり、病児保育及びファミリー・サポート・センター事業における各利用料の合計額

認証保育所の補助金額については取扱いが異なりますので、子ども施設課保育係までお問合せください。

### (4) 補助金申請について

墨田区のホームページから請求書をダウンロードし、ご記入の上、必要書類（領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書等）とともに、子ども施設課保育係にご提出いただく必要があります。詳しくは、墨田区のホームページをご覧ください。

### (5) 問い合わせ先

子ども施設課保育係 TEL03-5608-1253（直通）

本紙には概要のみを掲載しているため、各項目の詳細はお問合せください。



## 12. 無償化の対象施設・サービスについて

施設・サービス（以下、「施設等」）が無償化の対象となるためには、運営事業者が、施設等が所在する区市町村に申請し、「確認」を受けなければなりません。運営事業者が、無償化の対象となる手続きを実施しないなど「確認」を受けない場合は、無償化の対象とはなりません。

墨田区内に所在する無償化の対象となる施設等は以下のとおりです。

墨田区外の施設等については、施設等が所在する区市町村にお問い合わせください。

### 【墨田区内無償化対象施設・サービス（令和2年1月1日現在）】

#### 《幼稚園（私学助成）》

園名	所在地
あさひ幼稚園	墨田区文花 1 - 1 - 10
江東学園幼稚園	墨田区横網 1 - 7 - 2
言問幼稚園	墨田区向島 5 - 4 - 4
墨田幼稚園	墨田区堤通 1 - 5 - 9
本所白百合幼稚園	墨田区石原 4 - 37 - 2

#### 《幼稚園等の預かり保育事業》

園名	所在地	認可外保育施設利用
あさひ幼稚園	墨田区文花 1 - 1 - 10	対象
江東学園幼稚園	墨田区横網 1 - 7 - 2	対象
言問幼稚園	墨田区向島 5 - 4 - 4	対象
墨田幼稚園	墨田区堤通 1 - 5 - 9	対象
あづま幼稚園	墨田区文花 1 - 25 - 7	対象
向島文化幼稚園	墨田区八広 6 - 24 - 6	対象
両国幼稚園	墨田区両国 2 - 8 - 10	対象外
幼保連携型認定こども園 共愛館保育園	墨田区押上 3 - 53 - 6	対象外

#### 《一時預かり事業》

園名	所在地
墨田みどり保育園	墨田区亀沢 3 - 7 - 11
杉の子学園保育所	墨田区東向島 2 - 13 - 6
こひつじ保育園	墨田区緑 2 - 33 - 3
わらべみどり保育園	墨田区緑 3 - 12 - 2
両国・なかよし保育園	墨田区両国 1 - 10 - 7
グローバルキッズ押上園	墨田区押上 2 - 19 - 2 1・2・3 階
墨田区押上保育園	墨田区押上 2 - 10 - 17
墨田区あおやぎ保育園	墨田区東向島 4 - 37 - 17
墨田区亀沢保育園	墨田区亀沢 1 - 27 - 5
墨田区横川さくら保育園	墨田区横川 5 - 9 - 1
すみだ子育て支援ネットはぐ	墨田区東向島 1 - 10 - 17
両国子育てひろば保育室	墨田区横網 1 - 2 - 8
江東橋保育園	墨田区緑 4 - 35 - 9
中川保育園	墨田区東墨田 2 - 1 - 15
花園保育園	墨田区東向島 3 - 16 - 2
文花保育園	墨田区文花 1 - 24 - 5
東あづま保育園	墨田区立花 2 - 32 - 12
太平保育園	墨田区太平 1 - 13 - 10
梅若保育園	墨田区墨田 2 - 38 - 13
八広地域プラザ	墨田区八広 4 - 35 - 17
本所地域プラザ	墨田区本所 1 - 13 - 4

#### 《病児保育事業》

園名	所在地
東京都立墨東病院 病児・病後児保育室 水辺の病児・病後児保育室さくら	墨田区江東橋 4 - 23 - 15
わらべみどり保育園病後児保育室	墨田区緑 3 - 12 - 2

わらべみどり保育園病後児保育室は令和2年3月31日で事業廃止となります。  
令和2年3月31日利用分までは無償化の対象です。

#### 《子育て援助活動支援事業》

園名	所在地
すみだファミリー・サポート・センター	墨田区東向島 2 - 17 - 14

#### 《認可外保育施設》

園名	所在地
ムーミン保育室	墨田区太平 3 - 19 - 1 2階
ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	墨田区堤通 2 - 8 - 2
こすもす保育園	墨田区錦糸 1 - 14 - 7 1階
ポピンズナーサリースクールすみだ	墨田区太平 4 - 1 - 2 2階
ゆらりん曳舟保育園	墨田区京島 1 - 38 - 1 107号室
マミーズエンジェル墨田みなみ保育園	墨田区亀沢 4 - 24 - 13 1階
保育園夢未来錦糸町園	墨田区太平 3 - 3 - 12 1階
Kids Time	墨田区亀沢 3 - 23 - 7 1階
松の実 錦糸町保育園	墨田区江東橋 4 - 15 - 6 1・2階
子育てステーション「こだち」	墨田区立花 1 - 23 - 5 201
そらまめ東あづま駅前園	墨田区立花 2 - 26 - 2
松の実 緑保育園	墨田区緑 4 - 22 - 8 2階
NPO法人子育てひろば・かまののうち	墨田区東向島 6 - 16 - 10
はなみずき保育室	墨田区八広 3 - 7 - 18
ヤクルト業平保育園	墨田区業平 4 - 14 - 15
ルネサンスマスカエア両国オフィス	墨田区両国 2 - 10 - 14 両国シティコア 2階
墨田われもこう保育園	墨田区東墨田 2 - 15 - 2 1階
都立墨東病院院内保育園	墨田区江東橋 4 - 23 - 15
同愛記念病院保育室「たんぼぼ」	墨田区横網 2 - 1 - 11
東京都リハビリテーション病院保育室	墨田区堤通 2 - 9 - 2
St.Paul Azabu Christian Academy	墨田区向島 2 - 19 - 14
岩見 文子	墨田区文花 1
濱田 恵	墨田区立花 3
奥村 葵	墨田区向島 2
古川 吉彦	墨田区墨田 3
内林 千恵	墨田区京島 2
星 智晟	墨田区墨田 3
五百部 由夏	墨田区江東橋 3
賀川 幸子	墨田区菊川 2
大松 あやの	墨田区立川 4

上記は幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、確認を受けた施設等です。認可保育施設、私立幼稚園（新制度）、区立幼稚園、認定こども園（教育部分）は、利用者が無償化の対象であれば、利用料が無償となります。

## 13. よくあるご質問

Q1 施設等利用給付認定申請は、いつまでに行わなければならないですか？

A1 認定開始希望日より前に申請していただく必要がありますので、お早めにご準備ください。

なお、施設等利用給付認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q2 施設等利用給付認定申請は、毎年度行わなければならないのですか？

A2 施設等利用給付認定の有効期間内においては、認定事由等に変更がなければ改めて申請を行う必要はありません。ただし、認定後は保育が必要な事由を確認するため、毎年度「現況届出書」と保育が必要な事由が確認できる書類の提出が必要になります（教育・保育給付認定1号及び施設等利用給付認定1号を除く。）。「現況届出書」の提出がない場合や保育が必要な事由を確認できない場合、無償化に係る補助を受けられなくなります。別途、墨田区からご案内しますので、必ずご提出ください。

Q3 就労している場合、保育が必要な事由は、どの程度の時間で認められますか？

A3 雇用契約上の就労時間が月48時間以上で認められます。例えば、週3日、1日4時間働いている場合、「3日×4時間×4週」で月48時間となります。なお、休憩時間は1日60分以内であれば就労時間に含まれます。

Q4 2か所で就労していますが、就労時間は合算されますか？

A4 合算されます。それぞれの就労先から就労証明書を取得し、提出してください。

Q5 就学・職業訓練や介護・看護の場合は、どの程度の時間で保育が必要な事由として認められますか？

A5 月48時間以上で認められます。

Q6 保育が必要な事由が変更しました。手続きはどのようにすればよいですか？

A6 認定事由等に変更があった場合は、速やかに「施設等利用給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」を墨田区のホームページからダウンロードいただき、添付書類とともに、墨田区子ども施設課保育係までご提出ください。

Q7 認定の有効期間が切れた場合、無償化の対象外となるのですか？

A7 認定の有効期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は無償化の対象外となります。引き続き対象となるためには、有効期間満了までに保育の必要性の事由の変更等の施設等利用給付認定変更申請を行っていただく必要がございます。

Q8 墨田区外に転出予定です。手続きは必要ですか？

A8 墨田区外に転出の場合、転出日をもって、墨田区における認定が満了となります。転出先で改めて施設等利用給付認定申請が必要となりますので転出先の区市町村へご相談ください。

Q9 施設・サービス利用時に領収証や特定子ども・子育て支援提供書という書類を受け取りましたが、保管の必要はありますか？

A9 大切に保管してください。補助金申請時に必要となります。なお、ファミリー・サポート・センター事業を利用した際は、活動報告書という書類が渡されますので、こちらも大切に保管してください。

Q10 補助金の請求はどの程度の頻度で行うのですか？

A10 幼稚園等の預かり保育については年3回、認可外保育施設等は年4回を予定しています。詳しくは墨田区のホームページをご覧ください。